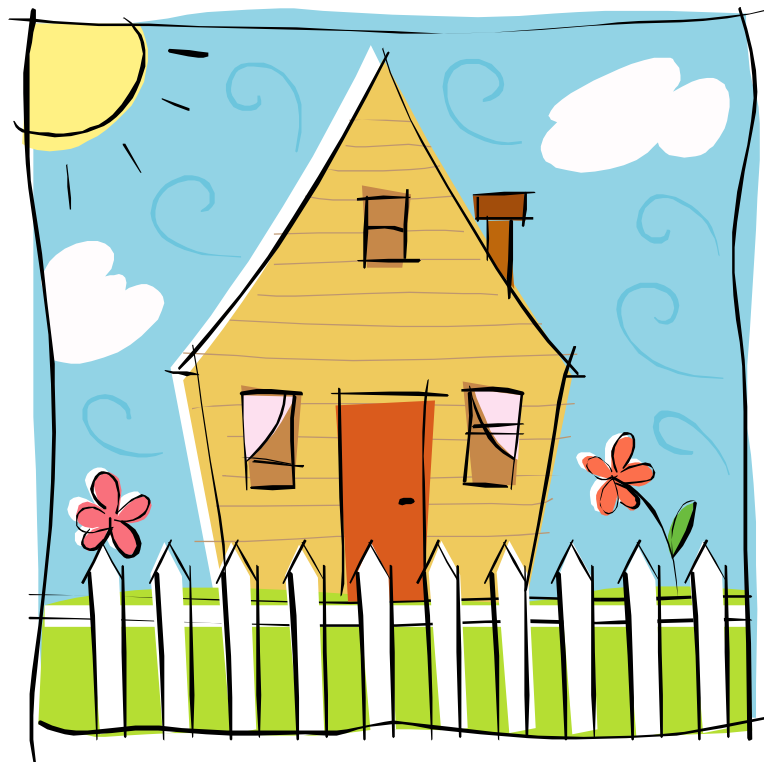


令和8年度
進級・入園のしおり
(重要事項説明書)



保育所型 認定こども園

しょう けん ほ いく えん
尚 賢 保 育 園

在園児の保護者様へ

前年のしおりから以下の変更があります。

P 7 4. 保育料等の支払いについて

口座振替の為、領収証は発行しておりません。通帳や取引明細書でご確認ください（※どうしても必要な方はお申し出ください）。

※金額の多寡に関わらず、**3ヶ月の滞納または請求月を含め3ヶ月以内（【例】4月請求分の場合は、6月末日まで）にお支払い（お振込み）頂けなかった場合、期限となる月の末日付で退園となりますので予めご了承ください。**

P 8 6. 給食について

○以上児（きく・ゆり・ばら組）は、副食給食で「おかず」だけの給食です。

・主食（ご飯）を持たせて下さい（水曜日は園で「ごはん」を炊きます。**土曜日は必要な方のみ**）。

○土曜日は、めん類（うどんやスパゲティなど）の給食です。

・以上児の主食は、必要な方のみ持たせてください。

P 8 8. 園での洗濯について

衛生面や園内感染予防のため、園での洗濯はいたしません。ご家庭での洗濯や消毒をお願いします。

・衣服等は、大きな汚れは払ったり軽くすすいで、毎日お持ちいただいているビニール袋（レジ袋）に入れてお返しします（洗濯機に入れられる前に汚れ具合や固形物等が残っていないかご確認ください）。

・おもらしや嘔吐物、吐しゃ物等の付着した布団等の大きなものは45Lの透明のポリ袋に入れて（その時に着ていた衣服や下着等も一緒に入れます）お返しします。後日、同じサイズのポリ袋（45L 透明 新品）をお持ちください。

P 11 13. 健康管理についてのお願い

1・毎日の健康管理について

※以下に該当する場合は、登園をお控えください（P15～17 登園を控えるのが望ましい場合のまとめ）。

以下のような発熱や咳症状がある場合

○24時間以内に38℃以上の熱が出た場合や、又は解熱剤を使用している場合。

○朝から37.5℃を超えた熱があることに加えて、元気がなく機嫌が悪い、食欲がなく朝食・水分が摂れていないなど全身状態が不良である場合。

○夜間しばしば咳のために起きる、ゼイゼイ音、ヒューヒュー音や呼吸困難がある、呼吸が速い、少し動いただけで咳が出るなどの症状がみられる場合。

以下のような嘔吐や下痢の症状がある場合

○24時間以内に複数回の嘔吐（おうと）がある、嘔吐（おうと）と同時に体温がいつもより高いなどの症状がみられる場合。

○食欲がなく、水分も欲しがらない、機嫌が悪く元気がない、顔色が悪くぐったりしているなどの症状がみられる場合。

○24時間以内に複数回の水様便がある、食事や水分を摂るとその刺激で下痢をする、下痢と同時に体温がいつもより高いなどの症状がみられる場合。

○朝に、排尿がない、機嫌が悪く元気がない、顔色が悪くぐったりしているなどの症状がみられる場合。

P 21 16. その他

住所や電話番号、教育・保育を必要とする理由（勤務先、労働時間、育児休業、妊娠・出産など）が変わった時は、すみやかに園へ届け出てください。なお、届け出がなく、変更や申請内容と事実が異なることが判明した場合は退園となることがあります。

『尚賢（しょうけん）』とは

古代中国の戦国時代（紀元前 403 年～紀元前 221 年）において、「自他の別なく全ての人を平等に、公平に隔たりなく愛すべきである」や「非攻（ひこう）、平和主義」を説いた墨家（ぼくか）思想の書『墨子（ぼくし）』の中に『尚賢』の篇（へん）があります。『尚賢』は、賢（けん）を尚ぶ（とうとぶ）と読み、不平等と社会的差別に対して平等無差別を主張し、賢人の生き方は、『力あるものは人を助けることによって、財力のある人は人に分かちることによって、学問を身につけた者はひとを教えることによって、それぞれ社会に貢献するだろう。』と説いています。これは、当園の導くべき子どもの姿（目標）を表しています。

『尚賢（しょうけん）』と保育

日本の保育制度は、子どもたちの貧困救済からスタートしています。当園も戦中戦後を通じて季節保育園という形で始められました。

昭和 28 年に九州北部を襲った大水害（28 水）の際、嘉瀬川堤防（鍋島町側）が決壊し、鍋島町内の広範囲が甚大な被害を受けました。その復旧作業に従事する作業員（主に地元住民）の強い求めに応じ、認可保育所としての幕を上げることとなりました。おそらく裕福ではない家庭がほとんどではなかったでしょう。そんな中、どんな家庭環境の子どもでも等しく育てほしいという願いが『尚賢』という名前に込められているのです。

いうまでもなく、保育所は児童福祉施設です。では、児童福祉とは何か。福祉の英訳は『well being』であり、意識すると『よりよく生きる』となります。児童がよりよく生きる、安心して、そして幸せに育つ環境を用意する。それが保育所の第一義だと思います。

そしてすべてのことはこの一点に集約されるのではないのでしょうか。親が幸せになることが、児童の幸せにつながっていくから私たち保育者（保育園）は、子育て支援を行う。児童により良い環境を用意するためには、そこに携わる人間（保育者、保護者など保育にかかわる全ての人）が、よりよく生きていくことが求められると考えます。

また、『尚賢』の思想は、児童憲章（P24 参照）にも結びつきます。

『園の運営方針・教育保育方針・教育保育の目標』

運営方針

本園は、心と身体が大きく成長する乳幼児期に、「生きる力」を育むことが人としての土台となると考え、子どもがよりよく生きる、安心して、そして幸せに育つことができる環境を用意することを第一義とする。また、そのためには、そこに携わる人間（保育者、保護者も含む）がよりよく生きていくことが求められるとの考えに基づき『子どもも幸せ、保護者も幸せ、職員も幸せ』になることを目指しています。

教育保育方針

- ・子どもの多様な可能性を大切にし、一人一人に向き合い認めていく保育、子どもが主体的に活動する教育保育を目指す。
- ・子どもと保護者のおかれた状況や意向を受けとめ、保護者とより良い協力関係を築きながら子どもの育ちや子育てを支える。
- ・地域の人々や他の専門機関とともに子育てを支援し、そのネットワークにより、地域で子どもを育てる環境づくりに努める。

教育保育の目標

当園では、子どもの最善の利益を考慮しながら、子ども達が健康、安全で、情緒の安定した生活ができる環境を用意し、その中で次のような子どもに育つことを願い、教育保育の目標としています。

- ・ **考えて遊ぶ子ども** 自分（みず）からすすんで考えたり工夫したりできる子ども
- ・ **心の優しい子ども** 物の命を大切にし、思いやりの心で協力のできるやさしい子ども
- ・ **じょうぶな子ども** 最後まで頑張り、明るくのびのび元気に遊べるじょうぶな子ども

保育園の紹介

名 称	尚賢保育園（保育所型認定こども園）
所在地	〒849 - 0931 佐賀市鍋島町大字蛸久 312-3
電話番号	0952（30）6664
F A X	0952（30）6722
設置主体	社会福祉法人 尚賢保育園
園 長	中 臣 健（なかとみ つよし）
定 員	105 名
敷地面積	1983.00 m ²
床 面 積	1 階 624.56 m ² 2 階 110.00 m ²
開所時間	標準時間認定 午前 7 時 30 分 ～ 午後 6 時 30 分 延長保育 午後 6 時 30 分 ～ 午後 7 時 00 分 短時間認定 午前 8 時 30 分 ～ 午後 4 時 30 分 延長保育 午前 7 時 30 分 ～ 午前 8 時 30 分 午後 4 時 30 分 ～ 午後 7 時 00 分 1 号・新 2 号認定 午前 8 時 30 分 ～ 午後 12 時 30 分 預かり保育 午前 7 時 30 分 ～ 午前 8 時 30 分 午後 12 時 30 分 ～ 午後 7 時 00 分
休 園 日	日曜、祝祭日、年末年始（12/29 ～ 1/3）

※1 号・新 2 号認定の方は、加えて土曜日(行事は除く)と夏休み(8/13～16 日)も原則利用できません。

特別保育 一時的保育、延長保育

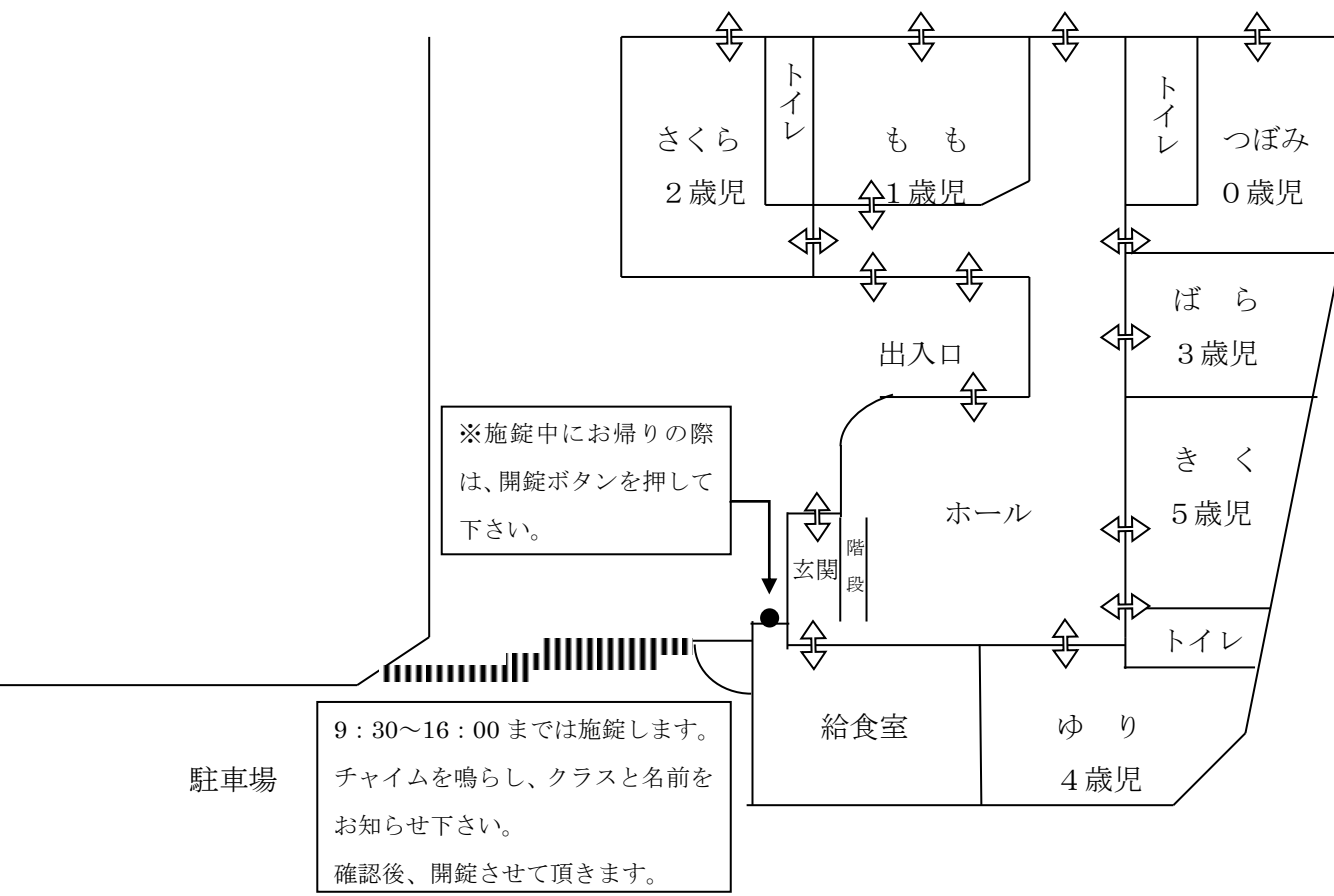
クラスわけ

○ きく組 ねんちやうじ …年長児、5 才児（2 号認定） 入園年度の 4 月時点で満 5 歳以上の子ども	}	(3 歳) 以上児
○ ゆい組 ねんちやうじ …年中児、4 才児（2 号認定） 入園年度の 4 月時点で満 4 歳の子ども		
○ ばら組 ねんしょうじ …年少児、3 才児（2 号認定） 入園年度の 4 月時点で満 3 歳の子ども		
○ さくら組 … 2 歳児（3 号認定→2 号認定） 入園年度の 4 月時点で満 2 歳の子ども	}	(3 歳) 未満児
○ もも組 … 1 歳児（3 号認定） 入園年度の 4 月時点で満 1 歳の子ども		
○ つぼみ組 … 0 歳児（3 号認定） 入園年度の 4 月時点で満 1 歳に満たない子ども		

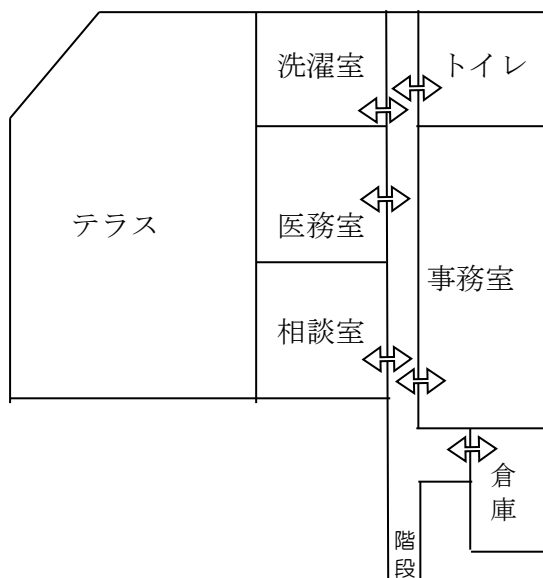
※保育園では、入園時に満 3 歳以上の子どもを総称して(3 歳) **以上児** いじやうじ といい、

満 3 歳に満たない子どもを総称して(3 歳) **未満児** みまんじ といいます。

1 F 平面図



2 F 平面図



お願いと約束

1. ならし保育について

- ・入園当初からの、長時間にわたる保育生活は、お子様の心身にストレスを与えます。お子様が保育園生活に慣れていく状況を見ながら、教育保育時間を半日から1日へ徐々に伸ばしていきます。
 - ・入所日より概ね10日から2週間程度（お子様の状況や年齢によっては3～4週間）かかります。
- ※ならし保育へのご理解とご協力をお願い致します。

2. 教育保育時間について

開所時間

- ・午前7時30分～18時30分

保育標準時間認定

- ・保育時間： 7時30分～18時30分
- ・延長保育：18時30分～19時00分
- ・延長保育を希望される方は、園に相談して下さい。

保育短時間認定

- ・保育時間： 8時30分～16時30分
- ・延長保育： 利用時間外は延長保育となります。
- ・延長保育を希望される方は、園に相談して下さい。

1号・新2号認定

- ・教育時間： 8時30分～12時30分
- ・預かり保育： 利用時間外は預かり保育となります。
ただし、12時30分～16時30分は無料
- ・預かり保育を希望される方は、園に相談して下さい。

○登園時間： **午前9時まで**に登園して下さい。

○欠席や遅刻の場合

- ・ **必ず当日の午前9時までにアプリの連絡から園へご連絡下さい(前日等、事前に連絡頂いて構いません)。**
(9時以降になってしまった場合は、電話連絡をお願いします。保育中はアプリからの連絡を確認出来ない事があります。)

※開所時間内であれば、何時からでも受け入れることは可能ですが、上記の登園時間・連絡時間を守って下さい。園児の安全確保の為、**10時までに所在確認が取れない場合は、職場へ確認の電話をいたします。**

- ・園での一日の生活

保育標準時間 7：30～18：30		保育短時間認定 8：30～16：30	1号・新2号認定 8：30～12：30
0、1	2歳児		3、4、5歳児
開 園		7:30	開 園
順次登園（健康観察）			順次登園（健康観察）
好きなあそび		9:00	好きなあそび
おやつ		9:30	
子どもの育ちにそった保育活動		10:00	子どもの育ちにそった保育活動
11:15～ 食事準備		11:30	食事準備
食事	食事・歯みがき		食事・歯みがき
あそび	あそび		あそび・午睡準備
午 睡		13:00	午 睡
起床・おやつ		15:00	おやつ
好きなあそび		16:00	好きなあそび
順次降園		17:00	順次降園
延長保育		18:30	延長保育
閉 園		19:00	閉 園

3. 保育料について

- ・園との直接契約となります。
保育料（金額）につきましては、お住いの市町村にて定められます。

4. 保育料等の支払いについて

保育料や給食費・絵本代等の固定の支払いは、当月の口座振替とします。
延長保育・預かり保育の利用料や保育用品・体操服など、利用者のみ料金が発生するものや購入数量によって料金が変動するものは、利用（注文）月の月末締めで翌月の口座振替とします。

保護者アプリより、請求額を 10 日までにお知らせします。
事前にご登録いただいた口座より、毎月 20 日（土日祝日の場合は翌営業日）に振替となります。口座振替の為、領収証は発行しておりません。通帳や取引明細書でご確認ください（※どうしても必要な方はお申し出ください）。

※**残高不足で口座振替が出来なかった場合は、翌月 10 日までに指定の口座へ振込をお願いします。**

口座振替の際は手数料（振替の成否にかかわらず手数料が発生します）を園で負担しておりますが、
残高不足で口座振替が出来ず振り込みをされる際の**振込手数料は保護者様負担**とさせていただきます。

※振替口座が未登録で振替できないときは、**翌月 10 日までに指定の口座へ振込をお願いします。**

振込手数料は保護者様負担とさせていただきます。

※振替準備（4 月、10 月の保育料等の見直しなどで園側の準備）が間に合わなかった場合、**翌月に 2 ヶ月分まとめて口座振替**となる場合がございます。

※3 月分の延長保育利用料など、年度をまたぐものにつきましては現金でお願いする事がございます。

※**金額の多寡に関わらず、3 ヶ月の滞納または請求月を含め 3 ヶ月以内（例 4 月請求分の場合は、6 月末日まで）にお支払い（お振込み）頂けなかった場合、期限となる月の末日付で退園となりますので予めご了承ください。**

5. 延長保育・預かり保育について

保育標準時間認定

18 時 30 分～19 時 00 分 1 人 1 回 100 円の利用料が発生します。

- ・延長保育時間は、19 時までです。19 時以降は別途時間外利用料として、
1 人 10 分ごとに 500 円を延長保育料に加算しますので時間厳守をお願いします。
- ・18 時 30 分以降についてはおやつを出しますが、お迎えの時間や体調不良などでおやつを出さなかったり、食べなかった場合も同額の利用料とします。

保育短時間認定

7 時 30 分～ 8 時 30 分 100 円／30 分毎 1 人 1 回

16 時 30 分～19 時 00 分 100 円／30 分毎 1 人 1 回

- ・延長保育時間は、19 時までです。19 時以降は別途時間外利用料として、
1 人 10 分ごとに 500 円を延長保育料に加算しますので時間厳守をお願いします。
- ・18 時 30 分以降についてはおやつを出しますが、お迎えの時間や体調不良などでおやつを出さなかったり、食べなかった場合も同額の利用料とします。

1 号・新 2 号認定

7 時 30 分～ 8 時 30 分 100 円／30 分毎 1 人 1 回

12 時 30 分～16 時 30 分 無料 1 人 1 回

16 時 30 分～19 時 00 分 100 円／30 分毎 1 人 1 回

- ・預かり保育時間は、19 時までです。19 時以降は別途時間外利用料として、
1 人 10 分ごとに 500 円を預かり保育料に加算しますので時間厳守をお願いします。
- ・18 時 30 分以降についてはおやつを出しますが、お迎えの時間や体調不良などでおやつを出さなかったり、食べなかった場合も同額の利用料とします。

6. 給食について

○保育園では、毎日旬の食材を使った給食を実施します。

○未満児（さくら・もも・つぼみ組）は**完全給食**です。

- ・主食、主菜、副菜、汁物、果物（デザート）、ミルク、牛乳、お茶、おやつはすべて保育園が用意します。

○以上児（きく・ゆり・ばら組）は、**副食給食**で「おかす」だけの給食です。

- ・主食（ご飯）を持たせて下さい（水曜日は園で「ごはん」を炊きます。土曜日は必要な方のみ）。
- ・主食はお弁当箱等に入れて、大きめのやわらかいハンカチで包んで持たせて下さい。

○水曜日は、以上児も主食はいりません。

- ・水曜日は、**毎月の初めに「お米2合」**を集めて、園で「ごはん」を炊きます。（カレーライス・ちらし寿司・チャーハン・混ぜご飯・丼物・チキンライス など）
- ・お米は、ビニール袋に入れてから、お米用の布袋等に入れて持たせて下さい。布袋には名前をはっきり見えるように書いてください（未満児は必要ありません）。（行事等でご飯を炊く日が変わる場合があります。その際は、ご連絡をいたします。）

○土曜日は、めん類（うどんやスパゲティなど）の給食です。

- ・以上児の主食は、必要な方のみ持たせてください。

7. 服装について

○服装は、「**動きやすく、汚れても構わない服**」、「**自分で着脱出来る服**」、「**上下がわかれている服**」を着せて下さい。

- ・ヒモ等がついている服やサスペンダー・オーバーオール等は、園生活では適当ではありません。
- ・女の子はスパッツなどで下着が見えないようにしましょう。

○靴は、はき慣れた**運動靴**をはいて登園して下さい。（革靴やサンダルは動きにくく危険です。）

8. 園での洗濯について

○園での洗濯は行いません。

衛生面や園内感染予防のため、園での洗濯おたしません。

ご家庭での洗濯や消毒をお願いします。

- ・衣服等は、大きな汚れは払ったり軽くすすいで、毎日お持ちいただいているビニール袋（レジ袋）に入れてお返しします（洗濯機に入れられる前に汚れ具合や固形物等が残っていないか確認下さい）。
- ・おもらしや嘔吐物、吐しゃ物等の付着した布団等の大きなものは45Lの透明のポリ袋に入れて（その時に着ていた衣服や下着等も一緒に入れます）お返しします。後日、同じサイズのポリ袋（45L 透明 新品）をお持ちください。

9. 使用済み紙おむつの処分について

○処分に用いポリ袋（レジ袋）をご持参いただき、園でまとめて処分しています。必要に応じて、便の状態を写真でお伝えする場合もございます。

10. 所持品について

○持ち物には、すべて**名前を《ひらがな》で記入**しておきましょう。

保育園で使うものや衣服・下着・紙オムツ・靴下・靴・布袋・ビニール袋・カサにいたるまで
すべてに必ず、ひらがなではっきりと名前《フルネーム》を書いて下さい。

○毎日持って来るもの

0歳児（つぼみ）

おしぼり（2枚）	ぬらさずに、持って来て下さい。
ビニール袋等（2枚）	汚れ物入れ（おしぼり・衣類）・使用済み紙オムツの処分
オムツ（5～6枚）	使用したオムツは園でまとめて処分します。
スタイ・食事用エプロン	よだれが多いお子さんはスタイを多めに持って来ましょう。
着替え（3～4組）	下着（パンツ・シャツ）・ズボン・トレーナーなど

1歳児（もも）

コップ	割れないものを用意してください。
おしぼり（2枚）	ぬらさずに、持って来て下さい。
ビニール袋等（2枚）	汚れ物入れ（おしぼり・衣類）・使用済み紙オムツの処分
オムツ（5～6枚）	使用したオムツは園でまとめて処分します。
スタイ・食事用エプロン	よだれが多いお子さんはスタイを多めに持って来ましょう。
着替え（3～4組）	下着（パンツ・シャツ）・ズボン・トレーナーなど

2歳児（さくら）

ナフキン（1枚）	午後のおやつ時に机の上に敷いて使います。
コップ	割れないものを用意してください。
歯ブラシ（必要となりましたらお知らせします）	毛先が広がったら新しい物に交換を！
おしぼり（2枚）	ぬらさずに、コップ・ナフキンと一緒に布袋に入れておいて下さい。
ビニール袋等（2枚）	汚れ物入れ（おしぼり・衣類・ナフキンを含む）・使用済み紙オムツの処分
オムツ（4～5枚）・パンツ（3～4枚）	使用したオムツは園でまとめて処分します。
着替え（3～4組）	下着（パンツ・シャツ）・ズボン・トレーナー・Tシャツなど

3歳以上児（ばら・ゆり・きく）

主食	水曜日は除きます。土曜日の給食は、めん類のため必要な方のみ。
ナフキン（1枚）	午後のおやつ時に机の上に敷いて使います。
コップ	割れないものを用意してください。
歯ブラシ	毛先を確認し、広がっていたら新しいものに交換して下さい。
ビニール袋等（1枚）	汚れた衣類を入れます。
スモック（1枚）	造形あそびや急なクッキングなどに使います。毎日1枚持って来て下さい。
ハンカチ・ポケットティッシュ	毎日身につける習慣を！
着替え（3～4組）	下着（パンツ・シャツ）・ズボン・トレーナー・Tシャツなど

※各クラス、或いは季節によって若干の違いがあります。詳しくは、クラス担任にお尋ね下さい。

(カバンの中は清潔にしておきましょう。)

※0歳児・1歳児は
かばんを使用しません。



着替え入れ手さげ
(リュックでも可)

○おこずかい、お菓子、おもちゃ等は持たせないでください。

11. 寝具について

- 午睡用布団は、ご家庭で準備していただきます。
- 布団は、上下ともカバーを付けてください。
カバーにも布団にもそれぞれ**なまえ**の記入をおねがいします。
- 週始めに持参していただき、週末にお返しします。
 - ・ご家庭で布団はよく干して、カバーは洗濯してください。

12. お子様の送迎について

- 保育園の送迎は保護者の方がするようになっております。
くれぐれも事故などが無いようご注意ください。また、毎日同じ道順にされるようお勧めします。
- 登降園の際は、まずホールの端末で登降園の処理をお願いします。**
- 登園の際は、お子様を部屋までお連れいただきますよう、ご協力をお願いします。
降園の際は、お子様を部屋まで（園庭遊びをしているときは園庭まで）お迎えにお越しください。
- 都合でいつもと違う方がお迎えにこられる場合は、事故防止のため必ず保育園にご連絡ください。**
ご連絡がない場合、すぐにお子様をお渡しできない場合が出てきます。
- お迎えの際、**駐車場へは子どもだけで出ないよう**注意をお願いします。
 - ・幼児は運転手から見えにくく動きが急で、予測できない事があり、子どもだけで出ると大変危険です。
- 門扉は、9:30～16:00 まで施錠します。**
 - ・**施錠中はチャイムを鳴らし、クラスと名前をお知らせ下さい。**確認後、開錠させていただきます。
 - ・施錠中にお帰りの際は、開錠ボタン（5 ページ 平面図参照）を押して下さい。
 - ・**黄色の安全ロックは必ずおろしてください。特に送迎時間帯は電子錠を解除しており、黄色の安全ロックが掛かっていないと、園庭へ出ている子どもが自分で門扉を開けて駐車場へ飛び出し大変危険です。**
 - ・門扉開閉の際は、保護者ご自身やお子様の**手足をはさまないよう**ご注意ください。
- 駐車場では必ずエンジンを切り、施錠をするようにしましょう。
送迎時をねらった車上荒らしが多発しています。貴重品は、車内に置かないようにしましょう。
※事故防止のため、ご協力をお願い致します。

**※保護者同士の挨拶は子どもの良いお手本になります。送迎の際や行事などクラスが違う方同士でも進んで挨拶をしましょう。
周囲の迷惑にならないように！《やさしい心》を忘れないで下さい。**

13. 健康管理についてのお願い

1 毎日の健康管理について

- 乳幼児は大人に比べて抵抗力が弱いものです。保育園はそんな乳幼児が集団で生活をする場です。特に低年齢、低月齢であればあるほど、病気になる回数も多くなります。
登園前の体調の変化については、アプリの連絡または登園時に詳しくお知らせ下さい。

※以下に該当する場合は、登園をお控えください(P15～17 登園を控えるのが望ましい場合のまとめ)。

以下のような発熱や咳症状がある場合

- 24 時間以内に 38℃ 以上の熱が出た場合や、又は解熱剤を使用している場合。
- 朝から 37.5℃ を超えた熱があることに加えて、元気がなく機嫌が悪い、食欲がなく朝食・水分が摂れていないなど全身状態が不良である場合。
- 夜間しばしば咳のために起きる、ゼイゼイ音、ヒューヒュー音や呼吸困難がある、呼吸が速い、少し動いただけで咳が出るなどの症状がみられる場合。

以下のような嘔吐や下痢の症状がある場合

- 24 時間以内に複数回の嘔吐(おうと)がある、嘔吐(おうと)と同時に体温がいつもより高いなどの症状がみられる場合。
- 食欲がなく、水分も欲しがらない、機嫌が悪く元気がない、顔色が悪くぐったりしているなどの症状がみられる場合。
- 24 時間以内に複数回の水様便がある、食事や水分を摂るとその刺激で下痢をする、下痢と同時に体温がいつもより高いなどの症状がみられる場合。
- 朝に、排尿がない、機嫌が悪く元気がない、顔色が悪くぐったりしているなどの症状がみられる場合。

2 病児・病後児保育について

当園では病児・病後児の保育は行っておりません。お子様の体調が悪い時には早めに休ませてあげるように心掛けてください。また、病気がしっかりと回復する前から登園することで、病気を再発してしまうことも多いようです。十分に回復されてから登園されるようお願いします。

○機嫌が良くても、園での検温で 37.8 度以上の発熱がある時、嘔吐・下痢などの症状がある時、その他普段と様子が異なる時は保護者へお知らせの連絡を入れます。

○園での検温で 38.0 度以上の発熱がある時や複数回の嘔吐や下痢などの症状がある時は、保護者へお迎えの連絡を入れますので出来るだけ速やかなお迎えをお願いします。
※発熱の有無にかかわらず至急病院受診が必要と考えられる場合も同様とします。

※病気がかった時は保育園での集団生活に対応できる状態(解熱だけでなく、食事がとれる状態、咳や便は改善傾向など)に回復してから登園しましょう。

※24 時間以内に38℃以上の熱が出た場合や、又は解熱剤を使用している場合は登園を控えて下さい。

- 感染性の病気にかかれた時は、すぐに症状ごとの専門医(小児科、目は眼科、耳鼻は耳鼻科)の診察を受けて、その指示にしたがって下さい。

・保育園は集団生活の場の為、病気をもらったり、うつしたりすることがあります、**早期発見、早期治療をお願いします。**

- 原則、園で投薬は、行ないません。

※詳しくは、次ページ『5 園での薬の投薬について』をご参照ください。

※病気や体調不良のため保育園に預けることができない。しかしながらどうしても両親とも仕事を休めない。そんな時の手立てを入園前に家族で考え確保しておきましょう。

例①) 病児・病後児保育室への登録

ぞうさん保育室 (橋野こどもクリニック内)

佐賀市高木瀬東 4 丁目 14-3

Tel0952-31-0022

かるがものへや (おおたゆうこ小児科内)

佐賀市木原 2-23-1 (北川副小学校そば)

Tel0952-26-4114

- 例②) 良き協力者を作る
 祖父母、兄弟、親類、友人等にもしもの時に協力して
 もらえるようお願いをしておく

3 保育園でのケガ、急病について

- ①病院での治療等の必要がある場合は、保護者に連絡をし、園医もしくは園のかかりつけの病院を受診します。
 ※熱性けいれんなど緊急を要する場合は 119 番へ救急車を依頼します。

園 医

小児科・・・ばばこどもクリニック

馬場 常嘉 先生 Tel.0952-30-8900
 佐賀市鍋島3丁目15番26号

歯 科・・・山田歯科医院

山田 昭仁 先生 Tel.0952-31-1182
 佐賀市若楠3丁目2-22番地

かかりつけの病院

けが	・切り傷等、縫合が必要な場合 ・打撲、骨折など	神代整形外科	64-9870
		佐賀記念病院	31-7771
		北島整形外科	30-2657
	・口の中の切り傷や歯の損傷等	山田歯科医院	31-1182
		正島脳神経外科	32-0035
病気	・頭部の打撲	佐賀記念病院 (小児科)	31-7771
		ばば こどもクリニック	30-8900

- ②園での処置は、キズを洗浄し、絆創膏、ガーゼ等を貼るような応急処置です。
 絆創膏などは、貼ったままにせず、ご家庭で付け替えなどの処置をお願いします。
 帰宅後、状態が悪化していたら受診をお願いします。

4 予防接種、感染症について

- 保育園は、集団生活の場です。感染症が発生すると集団感染が起き易く、症状が現れた時には、すでに他の子どもにうつっているケースが多くあります。感染症の蔓延や重症化を防ぐために積極的に予防接種を受けましょう。
- 入園前に済ませられる予防接種は受けておきましょう。
- 普段と異なる症状がある時は、かかりつけの病院を受診して下さい。
 ※症状ごとのかかりつけの専門医（小児科、目は眼科、耳鼻は耳鼻科）をつくり受診しましょう。
- 病気等で園を休む時は、お子様の様子や症状、受診の有無、受診時の医師の指示等を園にお知らせ下さい。
- 病気が感染症の場合は、（別紙「各種感染症について」を参考に）医師の診断に従ってください。登園の際は別紙「登園届」の提出をお願いします。
- ご家族に感染症にかかれた方がいらっしゃる場合は園にお知らせください。

5 園での薬の投薬について

- 原則として、当園では投薬は行っていません。
座薬の使用も基本的に行いません。

ご家庭で投薬できる工夫をお願いしております。

例①) 投薬時間をずらす

1日3回、朝・昼・晩 を 朝・お迎え時・寝る前 へずらす方法

例②) 保護者が園に来て投薬する

職場の休憩時間等を利用する、協力者に依頼する等の方法

しかし、ご家庭での投薬の工夫が困難な場合もあります。その場合は保護者と園との協議の上、園が必要と判断した場合に限り、保護者に代わって投薬を行います。事前に園にご相談下さい。

6 アレルギーについて

- アレルギー疾患（食物アレルギー・アナフィラキシー・気管支喘息・アトピー性皮膚炎・アレルギー性結膜炎・アレルギー性鼻炎）をお持ちのお子様については厚生労働省の「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」（以下「アレルギーガイドライン」）を参考に対応します。

- 食物アレルギーやアナフィラキシーの既往があるお子様については、入園前にアレルギー専門医への受診をお願いしています。『アレルギーガイドライン』にそって医師に記入していただいた「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導票」と検査結果表を園へ提出（年度ごとに更新）してください。

保育園近くのアレルギー専門医のご紹介

いなだ小児科 アレルギー科

〒845-0021 佐賀県小城市三日月町長神田2173番地3

（メディカルモールおぎ内）

電話 0952-72-7800

園からの相談や質問に助言を頂く事も多く、入園後の連携や対応が取りやすくなります。

7 発熱や咳症状がある時の対応について

- 子どもが発熱している場合の登園につきまして、子どもの早期回復のための療養および他の子どもたちへの感染防止の観点から園での発熱時の対応について記載しております。子どもたちの健康を守るためにご協力をお願いします。

- 感染症の感染拡大を防ぐためには、感染防止の初期対応が大変重要です。早い段階での対策が取れるよう子どもさんの情報と合わせて、ご家族で感染症の発症があった場合は出来るだけ早期に園への情報提供をお願いします。

- 十分に体調が戻らない状態での登園も散見されます。集団感染につながる恐れもありますので、かかりつけの医師の診断にしがたい、保育園での集団生活に適應できる状態(解熱だけでなく、食事がとれる状態、咳や便は改善傾向など)に回復してから登園しましょう。

発熱の時の対応

<保育中の対応について>

保護者への連絡が望ましい場合	至急受診が必要と考えられる場合
○ 38℃以上の発熱があり、 ・元気がなく機嫌が悪いとき ・咳で眠れず目覚めるとき ・排尿回数がいつもより減っているとき ・食欲なく水分が摂れないとき ※熱性けいれんの既往児が37.5℃以上の発熱があるときは医師の指示に従う。	○ 38度以上の発熱の有無に関わらず、 ・顔色が悪く苦しそうなとき ・小鼻がピクピクして呼吸が速いとき ・意識がはっきりしないとき ・頻回な嘔吐や下痢があるとき ・不機嫌でぐったりしているとき ・けいれんが起きたとき ○3か月未満児で38℃以上の発熱があるとき

<登園前に保護者から相談を受けた場合の対応について>

以下に該当する場合には、登園を控えるよう保護者に伝えるなどの対応をします。

登園を控えるのが望ましい場合
○ 24 時間以内に38℃以上の熱が出た場合や、又は解熱剤を使用している場合。 ○ 朝から37.5℃を超えた熱があることに加えて、元気がなく機嫌が悪い、食欲がなく朝食・水分が摂れていないなど全身状態が不良である場合。

厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」より

咳の時の対応

<保育中の対応について>

保護者への連絡が望ましい場合	至急受診が必要と考えられる場合
○ 咳があり眠れないとき ○ ゼイゼイ音、ヒューヒュー音があるとき ○ 少し動いただけでも咳が出るとき ○ 咳とともに嘔吐が数回あるとき ※熱性けいれんの既往児が37.5℃以上の発熱があるときは医師の指示に従う。	○ ゼイゼイ音、ヒューヒュー音がして苦しそうなとき ○ 犬の遠吠えのような咳が出るとき ○ 保育中に発熱し、息づかいが荒くなったとき ○ 顔色が悪く、ぐったりしているとき ○ 水分が摂れないとき ○ 突然咳きこみ、呼吸が苦しようになったとき ※ 突然咳きこみ、呼吸困難になったときは異物誤えんの可能性があります。異物を除去し、救急車を要請します。

<登園前に保護者から相談を受けた場合の対応について>

以下に該当する場合には、登園を控えるよう保護者に伝えるなどの対応をします。

登園を控えるのが望ましい場合
○ 夜間しばしば咳のために起きる、ゼイゼイ音、ヒューヒュー音や呼吸困難がある、呼吸が速い、少し動いただけで咳が出るなどの症状がみられる場合。

厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」より

8 嘔吐や下痢の症状がある時の対応について

○子どもの嘔吐、下痢の症状の80～90%はウィルス感染によるものと言われています。残りの10～15%が細菌感染、その他はアレルギーや消化機能が十分整っていないこと、体調不良によるといわれています。病院受診も必要になりますので、子どもの様子に十分配慮下さるようお願い致します。

○嘔吐や下痢は感染性のものも多く、集団感染の恐れもありますが、十分に体調が戻らない状態での登園も散見されます。かかりつけの医師の診断にしたがい、**保育園での集団生活に適應できる状態(食事がとれる状態、便は改善傾向など)に回復してから登園しましょう。**

○感染症の感染拡大を防ぐためには、感染防止の初期対応が大変重要です。早い段階での対策が取れるよう子どもさんの情報のみならず、ご家族で感染症の発症があった場合は、できるだけ早期に園の方への情報提供をお願いします。

嘔吐（おうと）の時の対応

<保育中の対応について>

保護者への連絡が望ましい場合	至急受診が必要と考えられる場合
○複数回の嘔吐（おうと）があり、水を飲んでも吐くとき ○元気がなく機嫌、顔色が悪いとき ○吐き気がとまらないとき ○腹痛を伴う嘔吐（おうと）があるとき ○下痢を伴う嘔吐（おうと）があるとき	○嘔吐（おうと）の回数が多く、顔色が悪いとき ○元気がなく、ぐったりしているとき ○血液やコーヒーのかすの様な物を吐いたとき ○嘔吐のほかに、複数回の下痢、血液の混じった便、発熱、腹痛等の諸症状が見られるとき ○脱水症状と思われるとき （以下の症状に注意すること） ・下痢と一緒に嘔吐 ・水分が摂れない ・唇や舌が乾いている ・尿が半日以上出ない ・尿の量が少なく、色が濃い ・目が落ちくぼんで見える ・皮膚の張りがない ※ 頭を打った後に嘔吐したり、意識がぼんやりしたりしている時は、横向きに寝かせて救急車を要請し、その場から動かさない。

<登園前に保護者から相談を受けた場合の対応について>

以下に該当する場合には、登園を控えるよう保護者に伝えるなどの対応を致します。

登園を控えるのが望ましい場合
○ 24 時間以内に複数回の嘔吐（おうと）がある、嘔吐（おうと）と同時に体温がいつもより高いなどの症状がみられる場合。 ○ 食欲がなく、水分も欲しがらない、機嫌が悪く元気がない、顔色が悪くぐったりしているなどの症状がみられる場合。

厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」より

下痢の時の対応

＜保育中の対応について＞

保護者への連絡が望ましい場合	至急受診が必要と考えられる場合
○ 食事や水分を摂るとその刺激で下痢をするとき ○ 腹痛を伴う下痢があるとき ○ 水様便が複数回みられるとき	○ 元気がなく、ぐったりしているとき ○ 下痢の他に、機嫌が悪い、食欲がない、発熱がある、嘔吐する、腹痛があるなどの諸症状がみられるとき ○ 脱水症状がみられるとき (以下の症状に注意すること) ・ 下痢と一緒に嘔吐（おうと） ・ 水分が摂れない ・ 唇や舌が乾いている ・ 尿が半日以上出ない ・ 尿の量が少なく、色が濃い ・ 米のとぎ汁のような白色水様便が出る ・ 血液や粘液、黒っぽい便が出る ・ けいれんを起こす

＜登園前に保護者から相談を受けた場合の対応について＞

以下に該当する場合には、登園を控えるよう保護者に伝えるなどの対応を致します。

登園を控えるのが望ましい場合
○ 24 時間以内に複数回の水様便がある、食事や水分を摂るとその刺激で下痢をする、下痢と同時に体温がいつもより高いなどの症状がみられる場合。 ○ 朝に、排尿がない、機嫌が悪く元気がない、顔色が悪くぐったりしているなどの症状がみられる場合。

厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」より

○嘔吐物や下痢便の消毒について

園では、厚生労働省感染対策ガイドラインを参考に嘔吐物や下痢便の処理を行っております。
感染性（ウイルス性）胃腸炎の可能性もありますので園内感染を防ぐため、保健所の指導により下痢便や吐物が付着した衣服等は洗わずに袋に入れ、そのままお返ししますので、ご家庭での消毒・洗濯をお願いします。

ご家庭での消毒の仕方

- ①汚物がついた衣類などを扱う時は、必ず、使い捨ての手袋・マスク・エプロンを着用します。（感染予防）
- ②汚物をペーパータオルなどで落とします。
- ③洗剤と水を入れたバケツの中で静かにもみ洗いします。
- ④消毒には次の2通りがあります。
 - (a) 次亜塩素酸ナトリウム0.02%
水 500ml にキッチンハイター2ml を加え、衣類などを30分程浸します。
ただ、次亜塩素酸は色落ち等することがあるので注意が必要です。
（ペットボトルのフタに半分弱で2ml です。）
 - (b) 熱湯消毒
85℃以上の熱湯に1分以上浸します。
（色落ちを避けたい場合はこちらがおすすめです。）
スチームアイロンで蒸気を1分以上当てる方法もあります。
- ⑤消毒後、他の物と分けて洗濯してください。
- ⑥使ったバケツ等は次亜塩素酸0.02%で消毒して洗剤できれいにします。

14. 保育料以外にかかる利用者負担金について

項 目	内 容	金 額
2号認定（3歳以上児） 給食費（副食代）	副食に要する費用	4,900円／月
1号・新2号認定 給食費（副食費）	副食に要する費用	3,900円／月
絵本代	絵本代	約500円／月
セーター共済掛金	入所者共済セーター共済保険	240円／年
行事参加費	保護者参加の費用 （遠足時の駐車場代など実費発生時のみ）	約300円／年
新年度教材費	出席ブック、ねんど、絵の具等	別紙、用品申し込み票 のとおり
衣服費	カラー帽子、体操服、かばん等	
スナップ写真代	保護者アプリを介して 希望者のみ	60円／枚 支払手数料・送料 別途
卒園アルバム代 （きく組）	卒園アルバムを作成します。 毎月（12回）に分けて集めます。	4,500円／年 （375円×12回）
スイミング代	スイミング代（きく・ゆり組）	希望者のみ実費

15. 休園等について

○年末12/29～31日、年始1/1～3日は休園します。

※1号・新2号認定の方は

原則土曜日・夏休み(8/13～16)も利用できません。利用される場合は有料(行事を除く)となります。

1日(8:30～16:30) 利用料金 1,800円(給食費300円を含む)

半日(8:30～12:30) 利用料金 1,000円(給食が必要な方は+300円)

○台風などの災害時に、避難情報(警戒レベル3～5)発令時は休園となります。

以下、佐賀市からの文書をご確認ください。

避難情報(警戒レベル3～5)発令時の保育施設の対応について

佐賀市では、台風や集中豪雨の際に避難情報が発令された場合の保育施設の対応について、「佐賀市内の保育施設における避難情報発令時の対応ガイドライン」を定め、運用を行っております。

乳幼児につきましては、高齢者や障がい者などとともに、避難行動に時間を要するため、**【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始**が発令された時点で、避難行動をとるべきとされていることを踏まえ、保育施設が所在する小学校区内に佐賀市から警戒レベル3～5の避難情報が発令された場合には、次のとおりの対応となります。

(1)「午前6時時点で発令中」又は「午前6時から開園時刻までの間に発令」の場合

警戒レベル (避難情報等)	対応すべき 保育施設	保育施設の対応
警戒レベル3 (避難準備・高齢者等避難開始) 警戒レベル4 (避難勧告) (避難指示(緊急)) 警戒レベル5 (災害発生情報)	発令対象地区のある小学校区内に所在する全ての保育施設 ※お子様の通う施設がどの小学校区内にあるのか、確認をお願いいたします。	・休園します。 いずれの発令区分でも、乳幼児は避難しなければならない状況であるため、休園とします。また、開園前に発令が解除された場合でも、しばらくは避難が差し迫った状況ですので、休園とします。 ・園は、休園の連絡に努めます。 通信障害や災害状況により、連絡できない場合もあります。

(2)「開園時間中に発令」の場合

警戒レベル (避難情報等)	対応すべき 保育施設	保育施設の対応
警戒レベル3 (避難準備・高齢者等避難開始) 警戒レベル4 (避難勧告) (避難指示(緊急)) 警戒レベル5 (災害発生情報)	発令対象地区のある小学校区内に所在する全ての保育施設 ※お子様の通う施設がどの小学校区内にあるのか、確認をお願いいたします。	・園内外の安全な場所に園児を避難させます。 ・園は、状況の連絡に努めます。 通信障害や災害状況により、連絡できない場合もあります。 ・保護者の方は、安全を確保しつつ、できるだけ速やかなお迎えをお願いいたします。

【問合せ先】

佐賀市子育て支援部保育幼稚園課 TEL: 40-7290

16. その他

○住所や電話番号、教育・保育を必要とする理由（勤務先、労働時間、育児休業、妊娠・出産など）が変わった時は、すみやかに園へ届け出てください。なお、届け出がなく、変更や申請内容と事実が異なることが判明した場合は退園となることがあります。

○入園当初、子どもたちは、新しい環境で慣れない為、非常に疲れますので「**早寝、早起き、朝ごはん**」の習慣を身に付け、**健康的で、規則正しい生活を送るよう心がけましょう。**

○決まった時間内で、たのしく食事ができるような習慣を付けましょう。

○**朝食はしっかり食べて**、用便を済ませてから当園しましょう。

○保護者アプリ（コドモン）について

園では保護者アプリ（コドモン）を導入しています。別紙「保護者アプリ（コドモン）について」及び「保護者アプリのご案内（お子様の ID とパスワードが記載されています）」に沿って保護者アプリ（コドモン）のインストールとログインをお願いします。

また、園からのおたより等の文書は保護者アプリから配信します。紙へ印刷しての配布は基本的に行いません（署名等が必要な物や園が必要と判断したものを除く）。

おたより等はよく読んでいただき、必要なものは保存や印刷して見やすい所に貼るなどしてください。

保護者アプリで出来る事

- ① 保護者から園への欠席・遅刻等の連絡
- ② 登降園の管理（QR コードを園の端末に読み取らせてください。）
- ③ 連絡帳のやり取り
- ④ 園だより等のおたよりの配信
- ⑤ お知らせ・斉連絡（緊急連絡）の配信
- ⑥ 写真の閲覧や購入
- ⑦ 園から送られてきた写真や動画の閲覧
（クラスの活動の様子をお知らせするもので、お子さまが写って（映って）いない場合もございます。）
- ⑧ 保育料等の支払い
などが行えます。

※各種機能や操作方法について

コドモンのホーム画面右下の「その他」を選択後、

- ①「資料室」→検索窓の右側の「スライドバーのアイコン」をタップし、「コドモンの操作方法」へチェックを入れて「絞り込む」をタップしていただくと、園でよく使う機能の資料が一覧でご確認いただけます。
- ②「ヘルプ」からも、各機能の説明や操作方法をご確認いただけます。

○個人情報の取り扱いについて

個人情報の取り扱いにつきまして、園でも適切な管理と必要最小限の使用に努めております。

保護者の皆様も、個人が特定されるような書き込みや写真・動画を動画配信サイトや SNS 等にアップロードされないようお願い申し上げます。

尚賢保育園沿革史

- 昭和 28 年 3 月 5 日栖龍院住職中臣道隆の自主的福祉事業として創立。栖龍院の本堂を保育室に境内を園庭代わりとして保育を実施。同年 6 月の大風水害で嘉瀬川堤防決壊があり、付近田畝埋没の被害復旧作業の為、「常時保育所」開設の必要に迫られ、寺院本堂を保育園園舎に改装し、同年 11 月 1 日付けで定員 75 名の個人立保育所として認可を受ける。初代園長に中臣道隆が就任。
- 昭和 31 年 卒園児数 100 名を数える。
- 昭和 32 年 7 月、佐賀高等学校南校舎（旧佐賀市立成美女学校校舎）の一棟を買い受け、木造瓦葺平屋建ての園舎を建設。翌昭和 33 年 2 月に完成。
- 昭和 38 年 4 月 1 日中臣一興が 2 代目園長に就任。
- 昭和 55 年 卒園児数 1,000 名を数える。
- 昭和 58 年 創立 30 周年事業を行う。
- 平成 13 年 佐賀市の中で最後の個人立認可保育所としての幕を閉じ、社会福祉法人尚賢保育園を設立。（8 月 27 日）
- 平成 14 年 7 月より創立 50 周年記念事業として新園舎の建設を開始する。
- 平成 15 年 2 月 28 日新園舎完成する。3 月 12 日より旧園舎の解体を開始し同月 30 日に解体完了。4 月より定員 90 名になる。
5 月 31 日園舎落成式並びに創立 50 周年記念式を挙げる。
- 平成 20 年 卒園児数 1,500 名を数える
- 平成 24 年 8 月 1 日現園長中臣健が 3 代目園長に就任。
- 令和 6 年 4 月 1 日保育所型認定こども園へ移行。
- 在園児 97 名、卒園児総数 1,871 名。

（令和 7 年 4 月 1 日現在）

尚賢保育園園歌

作詞 前園長 中臣一興

1. 緑と光のかぜのなか、お手々合わせてごあいさつ。

多布施川より美しい、にこにこ笑顔の花さかせ。

尚賢よいこはランランラン、元気にあそぶ。

2. あぜみちこみち散歩道、虫さん土さん手にのせて。

おひさまよりもあたたかい、心にめばえる思いやり。

尚賢よいこはランランラン、なかよしこよし。

3. タヤけゆびさしおやくそく、つよくなるんだ。のびるんだ。

脊振山より空たかく、夢もおおきくふくらませ。

尚賢よいこはランランラン、輪になってのびよ。

児童憲章

昭和 26 年 5 月 5 日 宣言

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

1. すべての児童は、心身ともに、健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。
2. すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
3. すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害から守られる。
4. すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果すように、みちびかれる。
5. すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつつかわれる。
6. すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。
7. すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
8. すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また、児童としての生活がさまたげられないように十分に保護される。
9. すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、わるい環境からまもられる。
10. すべての児童は、虐待、酷使、放任その他不当な取扱からまもられる。
あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。
11. すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。
12. すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類と平和と文化に貢献するように、みちびかれる。